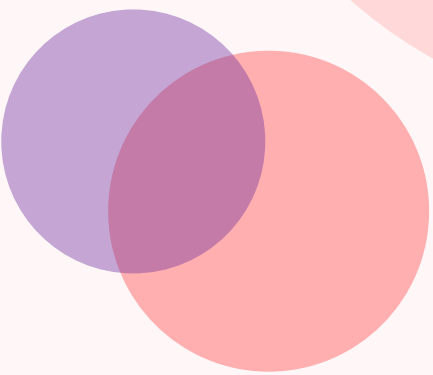
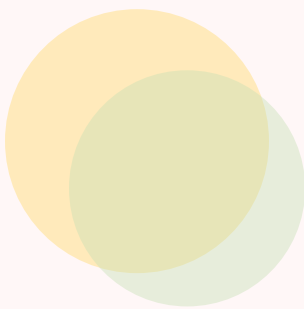




果樹型 トレーニングファーム ガイドブック 2023

案(令和5年2月3日版)

MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

もくじ

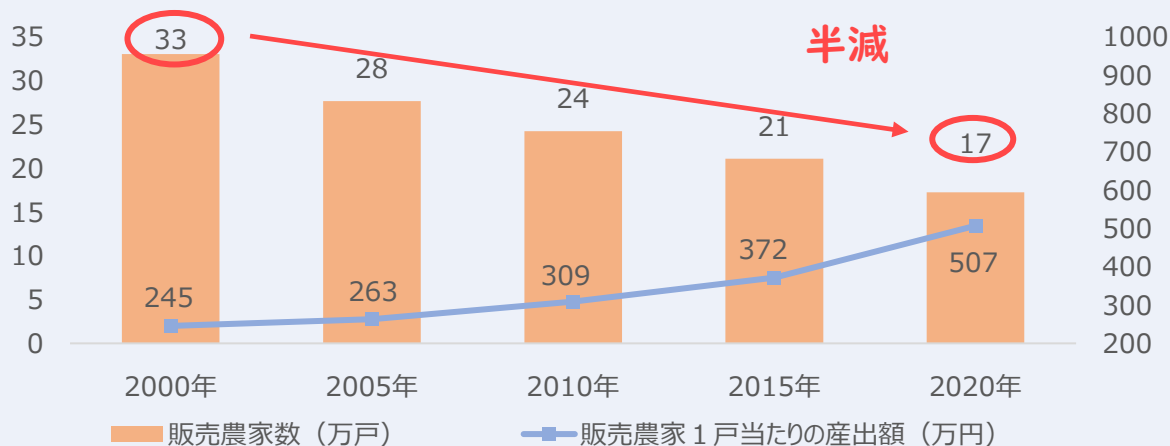
I	果樹農業における担い手育成の現状	
1.	果樹農業の担い手の現状	…3
2.	果樹産地へのアンケート結果と考察	…5
3.	トレーニングファームの事例	…7
II	果樹型トレーニングファームの設置、活用イメージ	
1.	果樹型トレーニングファームのイメージ	…9
2.	トレーニングファーム設置から活用に向けての 工程のモデル	…11
III	活用可能な農水省施策等の紹介	…13
IV	Q&A	…43
V	果樹産地へのアンケート結果詳細	…45

I 果樹農業における担い手育成の現状

I 果樹農業の担い手の現状

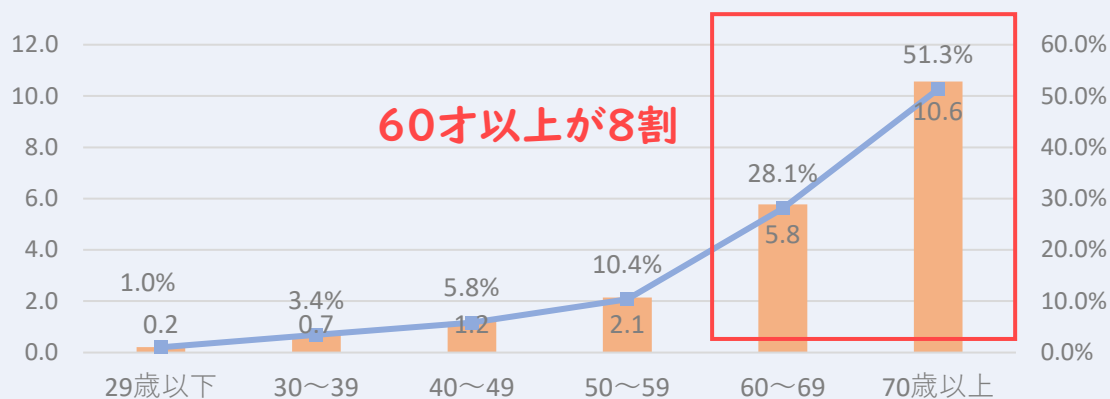
果樹の担い手は、直近20年で半減しており、高齢化も進んでいることから、今後さらに減る見込みです。

◆ 果樹の販売農家数の推移



※産出額は生産農業出荷統計の果実計の値。販売農家数は農林業センサスの果樹の販売農家の値。

◆ 基幹的農業従事者の年齢構成 (果樹)



資料：農林水産省「2020年農林業センサス」（組替集計）

果樹の特徴を踏まえて担い手確保・定着に向けた取組を強化していくことが必要ですが、果樹農業は

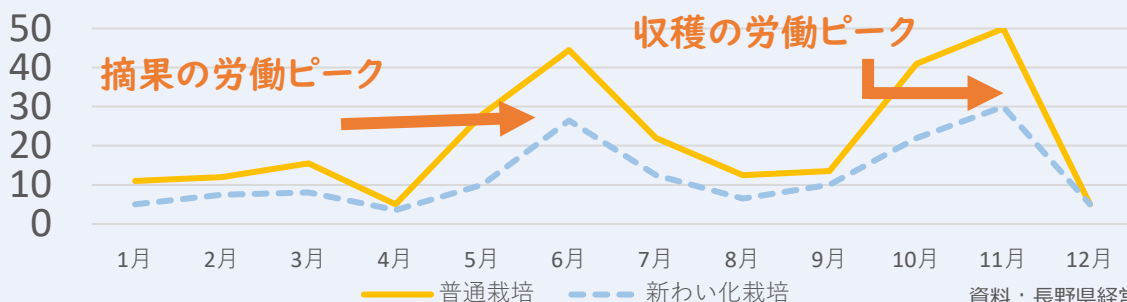
- ① 苗の定植から収穫まで数年かかり未収益期間がある
 - ② 技術の習得や生産拡大に時間を要する
 - ③ 他の作物に比べて面積当たりの労働時間が長い
 - ④ 労働ピークが収穫等の短期間に集中する、
- ことなどから、果樹の新規参入者は野菜に比べて少ないなど担い手の確保が遅れています。

◆ 果樹と他品目の労働時間の比較

ぶどう 429 時間/10a	りんご 241 時間/10a	米 22 時間/10a	ばれいしょ 11 時間/10a
----------------------	----------------------	-------------------	-----------------------

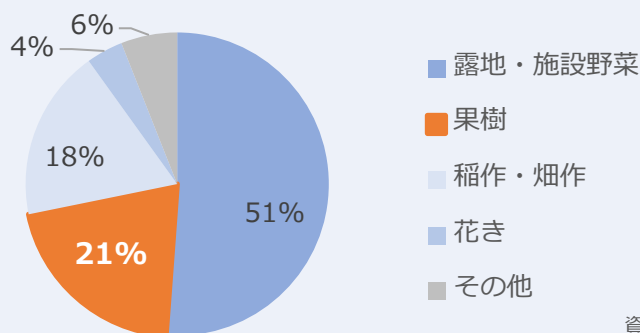
資料：農林水産省「令和2年営農類型別経営統計」
農林水産省「令和2年農業経営統計調査」

◆ りんご（ふじ）の月別作業時間（10aあたり）



資料：長野県経営指標

◆ 新規参入者が取り組む品目の割合



資料：農林水産省「令和3年新規就農者調査」

● アンケートの内容

果樹産地における新たな担い手の確保・育成に関する取組や産地の状況について、令和4年10月に全国566の産地協議会（※）に対してアンケートを実施（うち361の産地協議会が回答）しました。

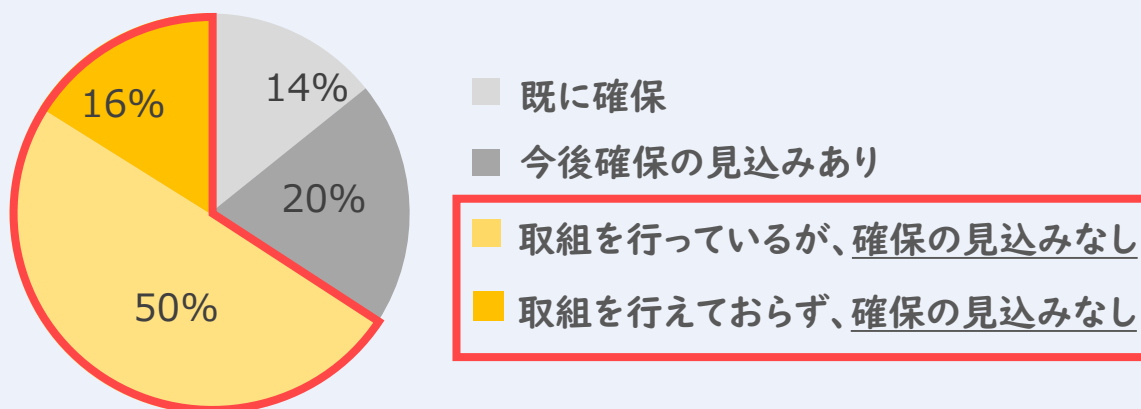
（※産地協議会：市町村、JA、その他関係団体、生産者等で構成される果樹に関する協議会）

アンケートでは、産地の農家数や生産概況、担い手の確保状況に加え、

- ① 相談会の開催、SNS発信等、産地を知ってもらうための取組
 - ② 園地の確保や移住サポート等、就農・生活の基盤づくりへの支援の取組
 - ③ 技術研修や改植等、就農後の営農継続・発展への支援の取組
- など、担い手確保のための取組状況について調査しました。
（アンケートの詳細はP45に掲載。）

● アンケートの結果

◆ 7割の産地が担い手確保の見込みなし



◆ 取組ごとの実施率

実施率：高



改植・新植支援

実施率：72%



営農・技術指導

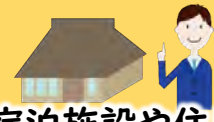
実施率：73%

実施率：低



トレーニングファーム
設置

実施率：19%



宿泊施設や住居の
斡旋

実施率：13%

改植・新植支援や、営農 技術指導など、就農後の支援の実施率は高い一方で、トレーニングファームの設置や宿泊施設・住居の斡旋など、就農前のサポートとなる取組の実施率は低いことが分かりました。

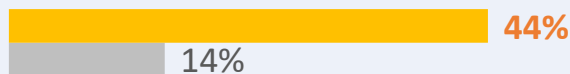
◆ 新規参入者が多い産地の特徴 (過去3年間の新規参入者の人数と取組実施率の関係)



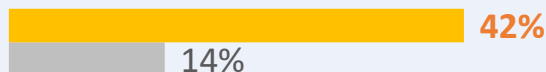
園地確保の取組



研修カリキュラムの整備



トレーニングファーム設置



過去3年間の新規参入者数が ■ 10人以上 ■ 0人

直近3年で新規参入者を10人以上確保した産地と、1人も確保していない産地と比較すると、すべての取組で実施率が10~30%高く、特に、居抜きなど未利用園地の斡旋等や、トレーニングファームの設置において顕著に高いことが分かりました。

しかし、新規参入者が獲得できている産地でも、研修カリキュラムの整備、トレーニングファームの設置、移住サポートなどの取組実施率は4割程度と低く、産地一体となった取組をさらに進めていく必要があります。

◆ 広島県果実農業協同組合連合会（広果連）の取組

広果連は県、市町、JAと連携し、新たな担い手を育成していくため、平成24年に新規参入希望者の研修を担う「広島県果樹農業振興対策センター（以下、「センター」という。）」を設立しました。

研修準備段階は、就農希望先のJAや市町が、研修期間中はセンターが、営農開始後は再びJAや市町が主に担当し、県やJA中央会などの協力も得つつ取り組んでいます。



鷺浦農園のほ場

センターでは、現在、宮盛農園（359a）、沼隈農園（87a）、鷺浦農園（257a）の直営農場を有しており、それぞれ特徴のある運営をしています。

宮盛農園では、主にかんきつの研修を実施していますが、研修後の果樹園の確保や販売・生産支援は、就農先のJAが責任を持つことになっています。平成24年の設置から10年で12名の研修生を受け入れ、10名がすでに就農しています。

沼隈農園では、土地改良事業などによって整備された42haのぶどう団地内にあり、新規就農希望者は、地域の園芸組合の支援も受けつつ研修を行い、研修後は園芸組合の斡旋により、当該団地の果樹園を離農者から引き継いでいます。平成27年の設置から7年で15名の研修生を受け入れ、11名がすでに就農しています。

両研修農園には、広果連の職員が派遣されており、研修の運営経費はそこから収穫された果実の販売により概ね確保されています。

最後に紹介する鷺浦農園は、三原市離島（佐木島）に設置されています。この島はかんきつ作が主体ですが、本土との移動手段は連絡船のみであり、過疎化、高齢化が進行している地域です。

鷺浦農園は、この地域の園地の荒廃化を防止し、既存担い手の規模拡大、新たな担い手の確保、モデル経営の確立等による産地の活性化を目的に、地元と連携し、遊休化した果樹園を借り入れ、国の補助金も活用し、収益化が見込めるレモンを新植し、平成30年に開園しています。

鷺浦農園は、最終的に10ha、販売金額1億円/年を目指しており、直営農場と地域の担い手法人、新規就農者による運営を想定しています。

担い手の初期の経済的負担を抑えるため、収益が安定化するまでの5年間は、広果連が園地を管理し、その後、リースや有償譲渡等により、担い手に継承していく予定です。



鷺浦農園の将来像

Ⅱ 果樹型トレーニングファームの設置、活用イメージ

Ⅰ

果樹型トレーニングファームのイメージ

後継者の確保が見込めない産地において、地域農業を振興するには地域の外から参入する方々を新たな担い手として支えていくことが喫緊の課題です。しかし、これまでのように親元就農であれば問題にならなかったものの、果樹農業は新規参入にあたって

① 園地の確保

② 高度な技術の習得

③ 未収益期間の収入確保

が他の品目と比べて大きなハードルになります。

前述のアンケート結果では、果樹農業の新規参入者の獲得に園地の確保や研修の実施、そしてこれらを包含し実地で研修を行うトレーニングファームの設置が有効であることが示唆されました。

新たな担い手の確保、定着に向けて、JAや行政機関、先達となる農業者など地域の様々な関係者が連携して新規参入者を受け入れる体制をつくることが重要です。そして、トレーニングファームの整備は新規参入者を受け入れる取組の中核となります。

◆ 果樹型トレーニングファームのイメージ



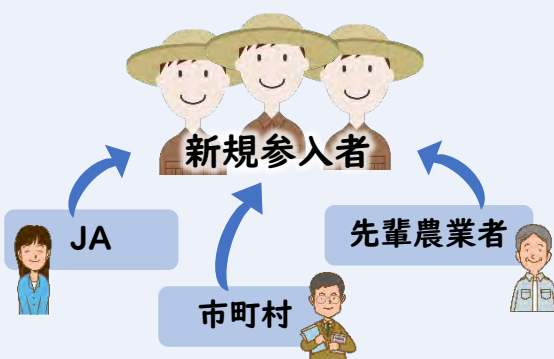
離農者の園地等
集約・整備



居抜き分譲園地の整備

研修受入、
園地分譲、
リース

成園で研修・就農できる



地域の様々な関係者が
伴走支援

実地研修には果樹の成園が必要となりますが、トレーニングファームの整備にあたっては、産地によって離農者の園地を集約、整備して活用（居抜き）してコストを抑えるなど、産地の状況に応じて工夫がなされています。研修後は、成園として整備したトレーニングファームをそのまま新規参入者にリース・分譲するほか、研修中に別の園地を用意して研修後に引き渡すなど、産地の状況に応じた運用方法があります。

状況に応じて、産地それぞれの果樹型トレーニングファームをつくりあげましょう。11頁、12頁では、国の助成制度を活用した設置から活用に向けてのモデルを掲載しているので、検討にあたってご活用ください。

topics

◆ トレーニングファーム設置のメリット

● 受入地域

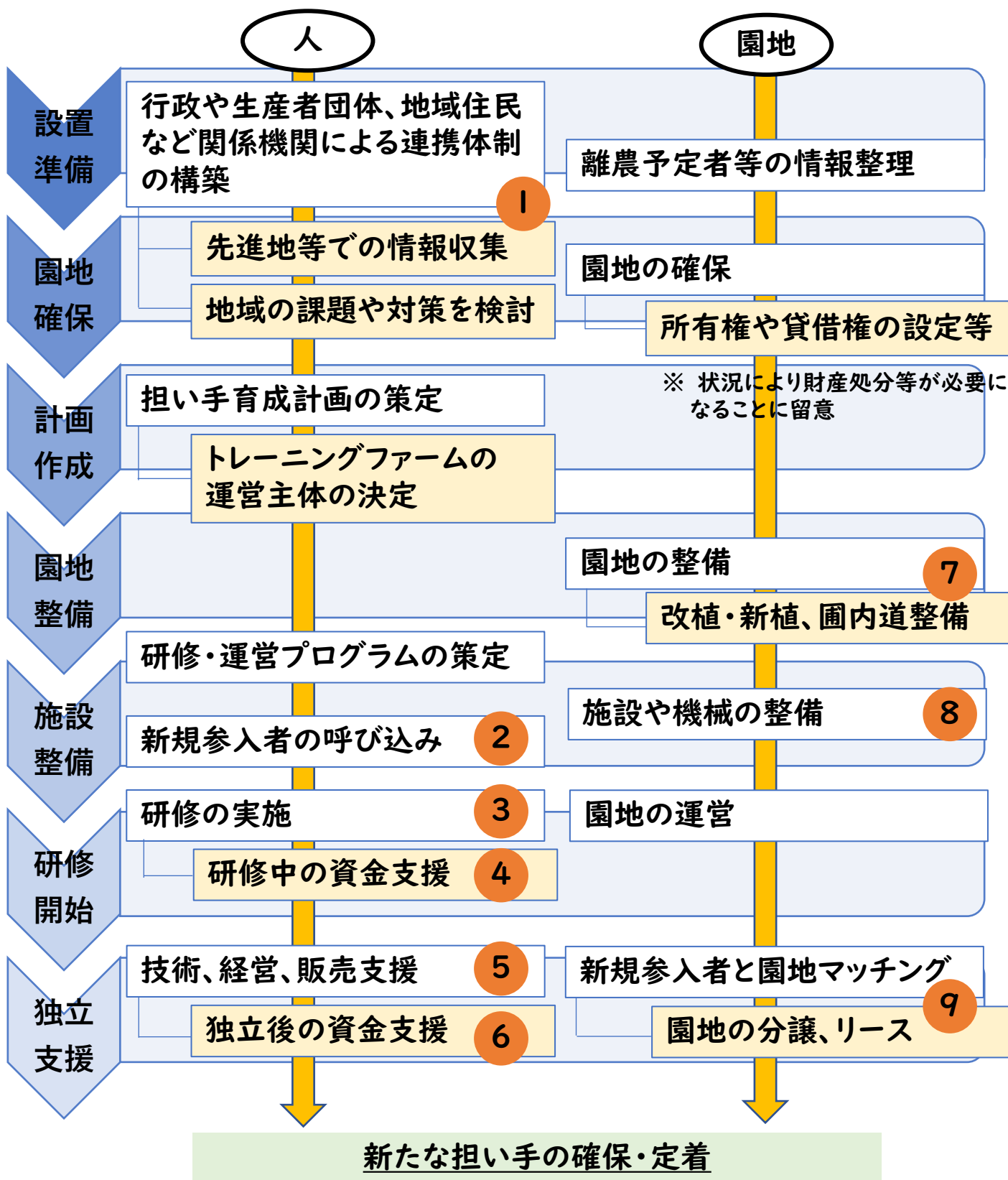
- ・ 時間をかけて、新規参入者と接することができるとともに、支援すべき対象者や目標が地域の中で共有される。
- ・ 新しい農業を担う人と、これまでの経験のある人、お互いが学び成長するきっかけになり、産地の活性化につながる。
- ・ 匠の技術が地域で伝承される。
- ・ 地域の主力品目の生産が増え、ブランド力が増す。

● 新規参入者

- ・ 地域を知る行事に参加でき、地域住民との繋がりを得ることで研修後の助け合えるネットワークをつくることができる。
- ・ 希望する地域で、農業経営の事業計画づくり、土地の手配、資金制度活用の準備ができる。

果樹型トレーニングファームの設置で好循環な果樹産地へ





◆ 農林水産省の支援策

- ① 地域の話し合いを踏まえ、農地利用の姿を明確にした計画の策定に必要な情報収集や周知などに取り組みたい

ア. 地域計画策定推進緊急対策事業 (P.13)

- ② 就農等相談対応や農業者の掘り起こし等を行う体制を整備したい

ア. 新規就農相談会 (P.17)
イ. 就農情報ポータルサイト「農業をはじめの.JP」(P.18)
ウ. 農業経営・就農サポート推進事業 (P.19)
エ. サポート体制構築事業 (P.15)

- ③ 研修の相談窓口の整備や、技術研修の実施、新規参入者が働きながら研修に取り組める支援を行いたい

ア. サポート体制構築事業 (P.15)
イ. 雇用就農資金 (P.20)
ウ. 未来型果樹農業等推進条件整備事業(担い手育成型) (P.38)

- ④ 研修生の研修中の資金をサポートしたい

就農準備資金 (P.22)

- ⑤ 先輩農業者等による技術サポートや、経営移譲を受けた農業者の経営発展を支援したい

ア. 経営継承・発展等支援事業 (P.24)
イ. サポート体制構築事業 (P.15)

- ⑥ 独立後の資金を支援したい

ア. 経営開始資金 (P.26)
イ. 青年等就農資金 (P.28)
ウ. 経営体育成強化資金 (P.30)
エ. 農業近代化資金 (P.32)
オ. 経営発展支援事業 (P.34)
カ. 認定新規就農者制度 (P.36)

- ⑦ 居ぬき園地等を活用して、果樹型トレーニングファームを整備したい

ア. 未来型果樹農業等推進条件整備事業(担い手育成型) (P.38)
イ. 産地生産基盤パワーアップ事業のうち生産基盤強化対策 (P.40)

- ⑧ 果樹型トレーニングファームの研修や機械等を整備したい

ア. サポート体制構築事業 (P.15)
イ. 強い農業づくり総合支援交付金 (P.42)

- ⑨ 園地の継承や分譲、リースに向けて、マッチングや園地の再整備等に取り組みたい

ア. 農業経営・就農サポート推進事業 (P.19)
イ. 産地生産基盤パワーアップ事業のうち生産基盤強化対策 (P.40)

※ 予算は概算決定時点のものであり、今後事業内容の変更等が有り得ます。
※ 具体的な支援対象については、各事業のページをご参照ください。

各施策の詳細は次頁から

Ⅲ 活用可能な農水省施策等の紹介

● 地域計画策定推進緊急対策事業

(1) ポイント

高齢化・人口減少が本格化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農業者等による協議（話し合い）を踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画をいう。）の策定に必要な取組を支援します。

(2) 支援対象

市町村、農業委員会、都道府県

(3) 支援内容

Ⅰ 市町村推進事業（補助率：定額）

地域計画の策定に向けた市町村の以下の取組を支援。

① 協議の設置に係る調整

関係機関の参加者との調整、話し合いに向けた情報の入手・整理等

② 協議の実施・取りまとめ

話し合いをコーディネートする専門家の活用、協議内容の取りまとめ等

③ 地域計画案の取りまとめ

（地域計画の案の作成、関係者への説明等）

④ 地域計画の公告・周知

（関係者、地域住民への周知等）

(3) 支援内容(続き)

2 農業委員会推進事業(補助率:定額)

地域計画の策定における農業委員会による目標地図の素案の作成の取組を支援。

3 都道府県推進事業(補助率:定額)

地域計画の普及・推進に向けた都道府県の以下の取組を支援。

① 市町村等への説明会や研修会の開催等

(市町村等を対象とした説明会及び研修会の開催等)

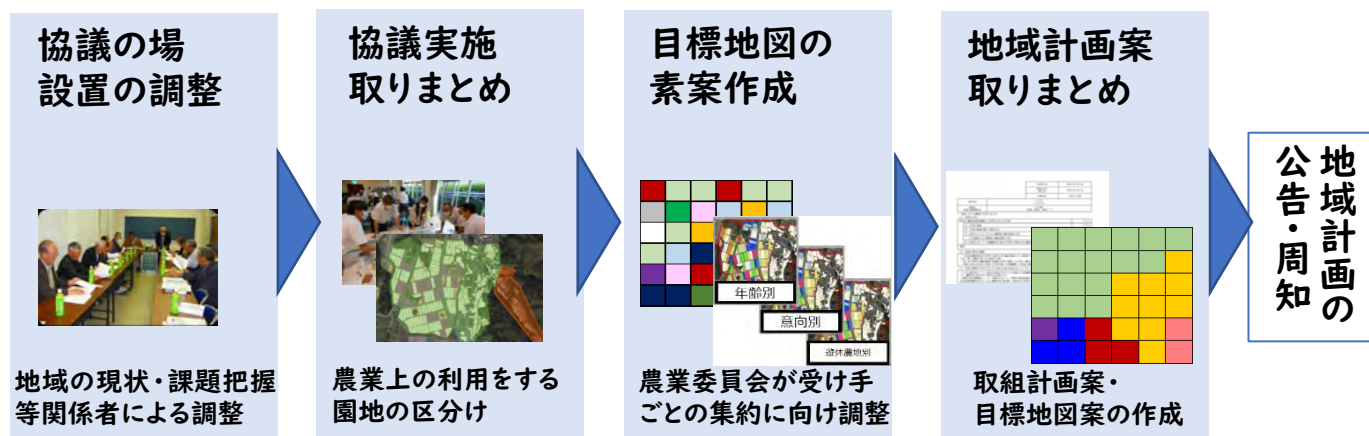
② 市町村の取組への助言・指導

(市町村等に対して地域計画の策定等に対する助言及び指導)

(4) 要件等

- 1 令和7年3月31日までに地域計画を策定していること。
- 2 策定した地域計画を市町村のホームページに公表していること。
- 3 工程表を作成し、地域計画の策定に向けて具体的に取り組んでいること。

(5) 事業イメージ



【お問い合わせ先】 経営局経営政策課 03-6744-1760

● 新規就農者育成総合対策のうちサポート体制構築事業

(1) ポイント

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、地域における就農相談体制の整備、就農希望者を対象とした実践的な研修農場の整備、先輩農業者等による新規就農者への技術面等のサポートに加え、社会人向けの農業研修の実施を支援します。

(2) 支援対象

市町村、協議会、民間団体（農業協同組合、会社法人等）等

(3) 支援内容

① 就農相談体制の整備

就農希望者及び新規就農者に対する資金調達・生活面等の相談窓口となる、地域における就農相談員の設置等を支援します。
（補助率：1/2、上限：100万円/1地区）

〈事業イメージ〉・就農相談員による就農希望者等の相談対応
・サポート体制構成員による定期的な連絡会議の開催 等

② 社会人向けの農業研修の実施

農業への人材の呼び込みを図るため、他産業に従事する社会人が働きながら受講できる農業研修の実施を支援します。
（補助率：定額）

〈事業イメージ〉・週末開催やオンラインなど、社会人が働きながら受講できる農業研修（3～6ヶ月程度）の実施

(3) 支援内容(続き)

③先輩農業者等による技術面等のサポート

先輩農業者等の就農支援員による新規就農者の技術面や販路確保等のサポート活動や講習会の実施等を支援します。

(補助率: 1/2、上限: 100万円/1地区)

〈事業イメージ〉・就農支援員による新規就農者への技術・販路確保等の指導・助言活動
・新規就農者向けの研修会の開催 等

④研修農場の整備

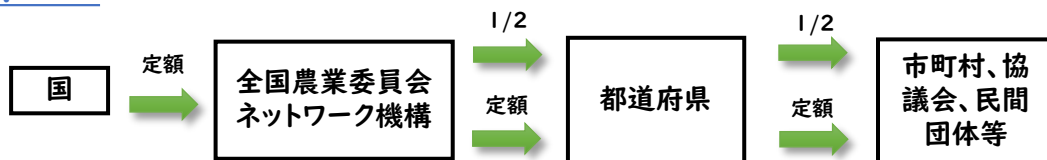
就農希望者が実践的な研修を行う研修農場に必要な機械・設備の導入、施設整備等を支援します。(補助率: 1/2)

〈事業イメージ〉・研修に必要な機械・設備の導入、施設の整備等
(例: ハウス、トラクター、管理機、果樹棚 等(研修終了後は、新規就農者へのリースも可))

(4) 要件等

- ・サポート体制計画の策定により、市町村、農業委員会等の関係機関や農業者等を含めた新規就農のサポート体制が構築されていること。(サポート体制には技術・営農指導、農地確保支援、資金相談、生活に係る4分野について担当機関が参画することが必須)
- ・市町村以外が事業実施主体となる場合は、市町村と十分な連携が行われていること。

(5) スキーム



【お問い合わせ先】経営局就農・女性課 03-3502-6469 (①の事業)
経営局就農・女性課 03-6744-2160 (②、③、④の事業)

●新規就農相談会

(1) 概要

・就農支援イベント「新・農業人フェア」を開催し、新規就農ガイダンス、就農体験紹介、農業法人等の会社説明、自治体の就農支援情報の提供等を実施。（農業人材確保推進事業により支援）

・フェアは、年間8回程度（東京6回、大阪2回）開催しており、都道府県や市町村をはじめ、JA、農業法人などが説明ブースを出展。

・フェアの開催や出展申し込みについては、事業実施主体からホームページを通じてお知らせ等を行っている。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数（回）	13	10	8	8	8	8
出店数（ブース）	1,281	1,202	831	488	568	745
入場者数（人）	6,979	5,411	3,341	4,410	3,272	6,187

※実施主体は、リクルートジョブズ（H25～R1）、ツナググループ系列（R2～）

（令和5年1月末現在）



【お問い合わせ先】

一般社団法人 全国農業会議所（全国新規就農相談センター）

電話：03-6910-1133 メール：guide@nca.or.jp

●就農情報ポータルサイト「農業をはじめる.JP」

(1) 概要

・農業に興味を持たれた方や、これから農業を始めたい方が、農業を知り、就農に向けて具体的な行動を起こしていくために必要となる情報を一元的に閲覧できる就農情報のポータルサイト。

・農林水産省補助事業（農業人材確保推進事業）として、全国新規就農相談センターが運営。

・自治体、JAグループ等もアカウント登録をすることにより、就農支援や農業体験、就農相談会の情報の掲載が可能。アカウント登録については、（一社）全国農業会議所（全国新規就農相談センター）にお問い合わせください。



就農に向けた段階に応じて必要となる情報を網羅			
就農を知る ・農業って、どんな仕事？ ・就農適性診断 ・先輩農業者の就農ストーリー ・支援が充実している地域の紹介		研修・学ぶ ・農業が学べる教育研修機関（農大、農業専門学校等） ・自治体やJA等の研修情報 ・民間企業等が開催する農業研修情報	
体験する ・農業インターンシップ ・農泊 ・自治体や民間企業等の農業体験情報		求人情報 ・新規就農相談センター求人DB ・ハローワークインターネットサービス ・JAや民間企業等の農業求人サイト	
相談する ・全国新規就農相談センター ・各都道府県にある就農相談窓口の紹介（JA・都道府県） ・自治体等が開催する就農相談会情報		支援情報 ・都道府県・市町村の就農支援DB ・JAグループの新規就農支援 ・農地・空き家を探す ・移住支援（「いいかも地方暮らし」等）	

【アカウント及びデータ登録の操作に関する問い合わせ】
一般社団法人 全国農業会議所（全国新規就農相談センター）
電話：03-6910-1133 メール：guide@nca.or.jp

● 農業経営・就農サポート推進事業

(1) ポイント

就農等希望者からの就農相談に対して、農業経営・就農支援センターによる研修先等の紹介や就農候補市町村との調整を実施します。

(2) 支援対象

都道府県

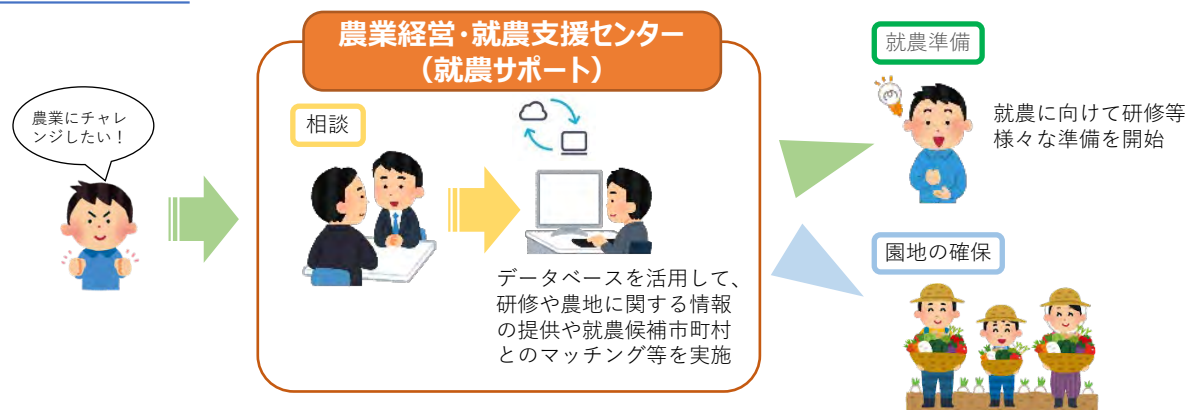
(3) 支援内容

都道府県が就農や農業経営をサポートする農業経営・就農支援センターを整備し、データベースを活用した就農等の相談対応や就農候補市町村等との調整、農業経営の改善、法人化や農業経営の円滑な継承等の課題を有する農業者の掘り起こしや課題解決のための専門家によるアドバイス等を行う取組を支援します。

(4) 要件等

特になし

(5) スキーム



【お問い合わせ先】 経営局経営政策課 03-3502-6441

● 雇用就農資金

(1) ポイント

雇用就農者の確保・育成を推進するため、農業法人等が49歳以下の就農希望者を新たに雇用する場合に資金を助成します。

(2) 支援対象

農業法人等

(3) 支援内容

(雇用就農者育成・独立支援タイプ)

農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、農業就業又は独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を助成※^{1,2}
(年間最大60万円、最長4年間)

(新法人設立支援タイプ)

農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す就農希望者を一定期間雇用し、独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を助成※^{1,2}

(年間最大120万円、最長4年間(3年目以降は年間最大60万円))

※1 新規雇用就農者の増加分が対象

※2 就農希望者が多様な人材(障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等)の場合は年間最大15万円を加算

(4) 要件等

＜農業法人等の主な要件＞

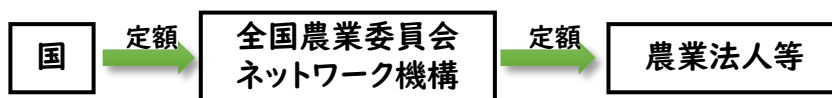
- 1 新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること
(独立前提の場合は期間の定めのある雇用契約で可)
- 2 労働環境の改善※³に既に取り組んでいる、又は新たに取り組むこと
- 3 過去5年間に本事業等の対象となった新規雇用就農者が2名以上の場合、農業への定着率が2分の1以上であること
- 4 研修内容等を就農に関するポータルサイト(農業をはじめる.JP)に掲載していること

＜新規雇用就農者の主な要件＞

- 1 支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する49歳以下の者であること
- 2 支援開始時点で、正社員として採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること
- 3 過去の農業就業期間が5年以内であること

※3 休憩・休日・有給休暇の確保等に加え、①年間総労働時間の就業規則等への規定、②人材育成及び評価の仕組みの整備、③男女別トイレ等働き方改革に資する施設の整備のいずれか1つ以上を実施

(5) スキーム



【お問い合わせ先】経営局就農・女性課 03-6744-2162

● 就農準備資金

(1) ポイント

- ・ 次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の者に対し、就農準備段階を支援する資金を交付します。
- ・ 果樹型トレーニングファームが都道府県の認定研修機関として位置付けられれば、そのトレーニングファームで研修する者が就農準備資金の交付対象になり得ます。

(2) 支援対象

就農予定時に49歳以下の者

(3) 支援内容

- ・ 就農に向けて必要な技術等を習得する研修期間中の研修生に資金を交付

交付額：12.5万円/月(150万円/年)を最長2年間

交付主体

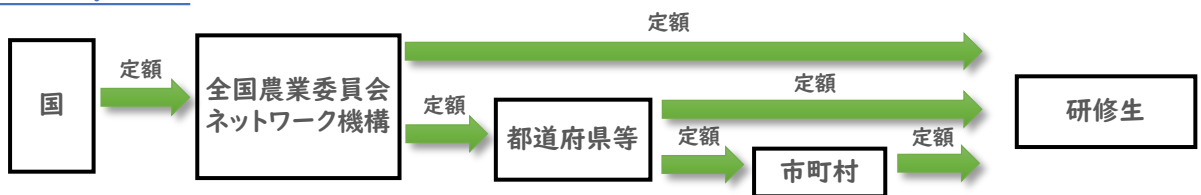
- ・ 市町村
- ・ 都道府県域の研修機関(農業大学校等)の場合は都道府県等
- ・ 全国型教育機関の場合は全国農業委員会ネットワーク機構

(4) 要件等

<主な交付要件>

- ① 独立・自営就農※¹、雇用就農又は親元就農※²を目指すこと
※¹ 就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者になること
※² 就農後5年以内に経営を継承すること
(法人の場合は共同経営者になること)
ただし、5年以内に経営継承等ができない場合は独立・自営就農すること
- ② 都道府県等が認めた研修機関等で概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上研修を受けること
- ③ 常勤の雇用契約を締結していないこと
- ④ 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること
- ⑤ 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

(5) スキーム



【お問い合わせ先】経営局就農・女性課 03-3502-6469

● 経営継承・発展等支援事業

(1) ポイント(活用イメージ)

農業者の一層の高齢化と減少が急速に進むことが見込まれる中、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保するため、国と地方が一体となって、人・農地プランに位置付けられた経営体等の経営を継承し発展させる取組を支援します。

(2) 支援対象

中心経営体等である先代事業者（個人事業主または法人の代表者）からその経営に関する主宰権の移譲を受けた後継者（親子、第三者など先代事業者との関係は問いません）

(3) 支援内容

国の補助率：1/2以内

補助上限額：100万円（国と市町村が1/2ずつ負担）

※ 市町村が後継者の経営発展に向けた取組に必要な事業費の2分の1（上限50万円）を負担する場合に限って実施（申請額が100万円を下回る場合、例えば申請額が80万円であれば、国が40万円、市町村が40万円を負担）

対象となる取組：経営発展計画に位置付けられた以下の取組（事業費を要する取組に限る）が対象

- ①法人化 ②新たな品種・部門等の導入 ③認証取得 ④データ活用経営
- ⑤就業規則の策定 ⑥経営管理の高度化 ⑦就業環境の改善
- ⑧外部研修の受講 ⑨販路開拓 ⑩新商品開発
- ⑪省力化・業務の効率化 ⑫規格等の改善 ⑬防災・減災の導入

(4) 要件等

個人の場合

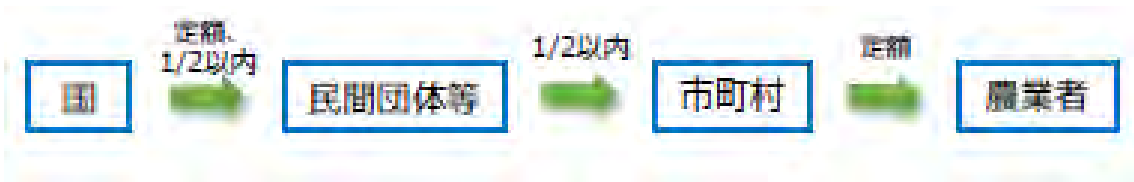
- ・ 令和3年1月1日から経営発展計画の提出時まで、中心経営体等である先代事業者から経営に関する主宰権の移譲を受けていること
- ・ 主宰権の移譲に際して、原則として、先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと
- ・ 青色申告者であること
- ・ 家族農業経営である場合にあっては、家族経営協定を書面で締結していること 等

法人の場合※（経営継承と同時に法人化した場合も含まれます）

- ・ 次に掲げる（ア）又は（イ）の要件を満たすこと。
 - （ア）法人の経営の主宰権を先代経営者から移譲を受ける場合：当該法人が中心経営体等であり、令和3年1月1日から経営発展計画を提出する時までに後継者（個人）が当該主宰権の移譲を受けていること
 - （イ）先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行う場合：当該先代事業者が中心経営体等であり、令和3年1月1日から経営発展計画を提出する時までに当該主宰権の移譲を受けていること
- ・ 主宰権の移譲に際して、原則として、自らまたは先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと
- ・ 青色申告者であること 等

※ 集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハ に掲げる組織）を含む

(5) スキーム



※上記は令和4年度事業内容であり、令和5年度についても予算措置しているところ

【お問い合わせ先】 経営局経営政策課 03-6744-2143

● 経営開始資金

(1) ポイント

- ・ 次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の者に対し、経営開始時の早期の経営確立を支援する資金を交付します。
- ・ 果樹型トレーニングファームでの研修後に経営開始する者が経営開始資金の交付対象になり得ます。就農準備資金の交付を受けた後に、経営開始資金の交付を受けることも可能です。

(2) 支援対象

- ・ 独立・自営就農時に49歳以下の認定新規就農者

(3) 支援内容

- ・ 次世代を担う農業者となることを目指し、新たに経営を開始する者に資金を交付
交付額：12.5万円/月(150万円/年)を最長3年間
交付主体：市町村
※市町村は、サポート体制を整備し、サポート計画を策定

(4) 要件等

<主な交付要件>

- ① 独立・自営就農する認定新規就農者であること
- ② 経営開始5年後までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること
- ③ 経営を継承する場合、新規参入者と同等の経営リスク(新規作目の導入など)を負っていると市町村長に認められること
- ④ 目標地図又は人・農地プランに位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- ⑤ 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること

(5) スキーム



【お問い合わせ先】経営局就農・女性課 03-3502-6469

● 青年等就農資金

(1) ポイント

- ・ 新規就農者向けの無利子資金により、営農に必要な機械・施設等の取得、営農資金（資材等）を支援します。

(2) 貸付対象

- ・ 新たに農業経営を営もうとする青年等※であって、市町村から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者

※ ・青年（45歳未満）

・効率的かつ安定的な農業経営を営むために活用できる知識・技能を有する者（65歳未満）

・これらの者であって、法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の過半数を占める法人。

※ 農業経営を開始してから5年以内のものを含み、認定農業者を除く。

(3) 支援内容

- ・ 新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、農業経営を開始するために必要な資金を長期、無利子で貸し付ける青年等就農資金により支援します。

資金使途： 機械、施設等の取得、営農資金（資材等）※農地等の取得は除く

貸付限度額： 3,700万円（特認限度額1億円）

貸付利率： 法定無利子

償還期限： 17年以内（据置期間5年以内）

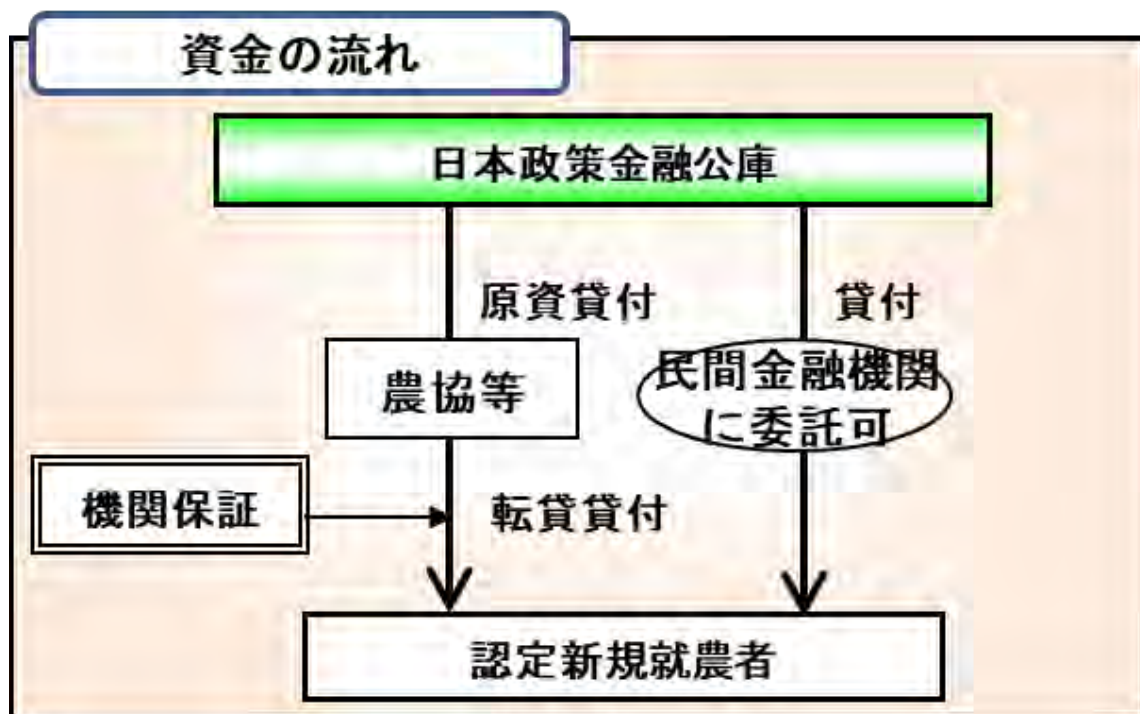
担保・保証人： 融資対象物件以外の担保及び第三者保証人は不要

貸付主体： 株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

※1 農協等民間金融機関による転貸も可

※2 予算の範囲内で実施されるため、融資の実行時期によっては、御希望に添えない場合があります。

(4) スキーム



【お問い合わせ先】経営局就農・女性課 03-3502-6469

● 経営体育成強化資金

(1) ポイント

意欲と能力をもって農業を営む者に対し、経営展開に必要な前向き投資のための資金と営農負債の償還負担を軽減するための資金を長期低利で日本公庫等が融資します。

(2) 貸付対象

農業を営む者（主業農業者※、認定新規就農者、集落営農組織など）

※農業所得が総所得の過半（法人にあっては、農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上（法人にあっては1,000万円以上）等の者をいいます。

(3) 支援内容

(1) 資金使途

① 前向き投資資金

農地等の取得・改良・造成、農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設の改良、造成又は取得、農薬費その他の長期運転資金など

② 再建整備

制度資金以外の負債の整理

③ 償還円滑化

既往借入制度資金等に係る負債の支払いの負担軽減

(3) 支援内容(続き)

(2) 借入限度額

①～③の範囲内でかつその合計額が個人1.5億円、法人5億円以内

①前向き投資：負担額の80%以内

②再建整備：個人1,000万円～2,500万円、法人4,000万円

③償還円滑化：経営改善計画期間中の5年間（特認の場合10年間）において支払われる既往借入金等負債の各年の支払金の合計額

(3) 償還期限

25年以内（うち据置3年～10年以内）

(4) 借入金利

0.8%（令和5年1月19日現在）

(4) 取扱金融機関

(株)日本政策金融公庫

（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

【お問い合わせ先】経営局金融調整課 03-6744-2165

● 農業近代化資金

(1) ポイント

意欲と能力を持つ農業を営む者等に対して、経営改善に必要な施設資金等を都道府県等が利子補給措置を講ずることにより長期かつ低利で融資します。

(2) 貸付対象

- ①農業を営む者（認定農業者、認定新規就農者、主業農業者※、集落営農組織、任意団体など）
- ②農協、農協連合会 など

※農業所得が総所得の過半(法人にあっては、農業に係る売上高が総売上高の過半)を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上(法人にあっては1,000万円以上)等の者をいいます。

(3) 支援内容

(1) 資金使途

- ・畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得
- ・果樹その他永年性植物の植栽又は育成
- ・農地又は牧野の改良、造成又は復旧
- ・長期運転資金
- ・農村環境整備資金 など

(3) 支援内容(続き)

(2) 借入限度額

農業を営む者 個人18百万円(特認2億円)、
法人・団体2億円、
農協等 15億円(大臣が承認した場合はその承認額)

(3) 借入金利 0.8%(令和5年1月19日現在)

(4) 償還期限 資金使途に応じ7~20年以内 (うち据置2~7年以内)

(5) 融 資 率 原則80%以内(認定農業者100%以内)

(4) 取扱金融機関

農協、信用農業協同組合連合会、農林中金、銀行、信用金庫、
信用組合

【お問い合わせ先】経営局金融調整課 03-6744-2165

● 経営発展支援事業

(1) ポイント

- ・ 新規就農者に対する経営発展のための機械・施設等の導入を都道府県と連携して親元就農も含めて支援します。
- ・ 果樹型トレーニングファームでの研修後に経営開始する者が、機械・施設の導入や果樹の新植・改植を行う際などに活用いただけます。

(2) 支援対象

- ・ 独立・自営就農時に49歳以下の認定新規就農者

(3) 支援内容

- ・ 就農後の経営発展のために、都道府県が認定新規就農者に対して機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援

支援額 : 補助対象事業費上限1,000万円
(経営開始資金の交付対象者は上限500万円)

補助率 : 都道府県支援分の2倍を国が支援
(国の補助上限1/2)
〈例〉 国1/2、県1/2、本人1/4

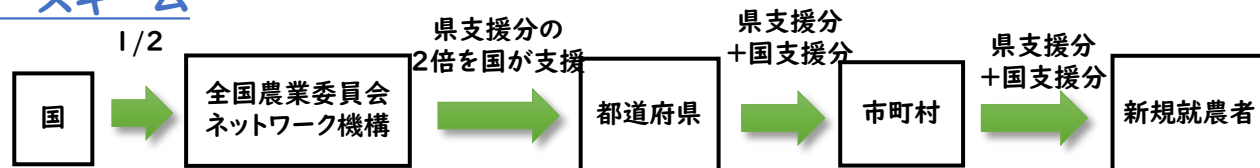
対象経費 : 機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、
機械リース等

(4) 要件等

<主な交付要件>

- ① 独立・自営就農する認定新規就農者であること
(令和4年度以降が対象)
- ② 経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること
※ 親元就農者の場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、継承する経営を発展させる計画(売上・割増等)であること
- ③ 目標地図又は人・農地プランに位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- ④ 本人負担分について金融機関から融資を受けていること

(5) スキーム



【お問い合わせ先】経営局就農・女性課 03-3502-6469

● 認定新規就農者制度

(1) ポイント

- ・ 新規就農者を地域農業の担い手として育成するためには、就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した支援が重要。
- ・ 市町村の認定を受けた認定新規就農者に対して、早期の経営安定に向けたメリット措置を集中的に実施。

認定新規就農者

新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市町村から自らの農業経営の目標などを記した「青年等就農計画」の認定を受けた方のこと

(2) 支援対象（青年等就農計画の申請者）

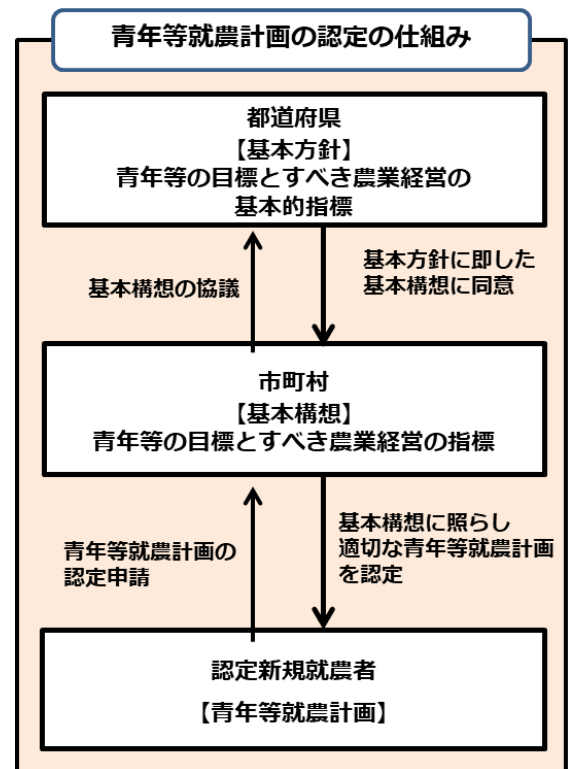
- ・ その市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等※
 - ※ 青年（原則18歳以上45歳未満）、効率的かつ安定的な農業経営を営むために活用できる知識・技能を有する者（65歳未満）、これらの者であって、法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の過半数を占める法人。
 - ※ 農業経営を開始してから一定期間（5年）以内のものを含み、認定農業者を除く。

(3) 青年等就農計画の認定

- ・ 市町村は、申請された青年等就農計画が次の要件を満たす場合にその認定を実施。
 - ① その計画が市町村の基本構想に照らし適切であること
 - ② その計画が達成される見込みが確実であること 等

(4) 認定新規就農者のメリット措置

- ・ 青年等就農資金(無利子融資)(P.28)
- ・ 経営発展支援事業 (P.34)
- ・ 経営開始資金 (P.26)
- ・ 担い手確保・経営強化支援事業
- ・ 農地利用効率化等支援交付金
- ・ 経営所得安定対策(ゲタ・ナラシ対策)
- ・ 認定新規就農者への農地集積の促進
- ・ 農業者年金保険料の国庫補助(青色申告者に限る)



【お問い合わせ先】経営局就農・女性課 03-3502-6469

● 未来型果樹農業等推進条件整備事業 (担い手育成型)

(1) ポイント

果樹産地において新たな担い手向けの研修や園地分譲等を行うにあたり必要となる、園地の整備等を行うことができる事業です。

小規模園地整備や部分改植など、新規参入者受入体制整備のための取組を支援します。また、整備した園地での省力技術研修の取組についても支援します。

(2) 支援対象

新たな担い手の新規参入を支援する、都道府県、市町村、JA、法人化した経営体、農地中間管理機構、民間企業などの団体

(3) 支援内容

(1) 小規模園地整備

排水路の整備、土壌・土層改良、
園内道の整備、傾斜の緩和、用水・かん
水設備、多目的防災網、防霜ファン、モ
ノレール等

補助率：1/2以内

(2) 部分改植

優良品目・品種や省力樹形への改植等
補助率：定額（面積当たり1/2相当）、
1/2以内

(3) 改植後の未収益期間の幼木管理

補助率：定額（22万円/10a）

(4) 省力技術研修

補助率：定額（3万円/10a）



離農者の園地等



集約・
整備



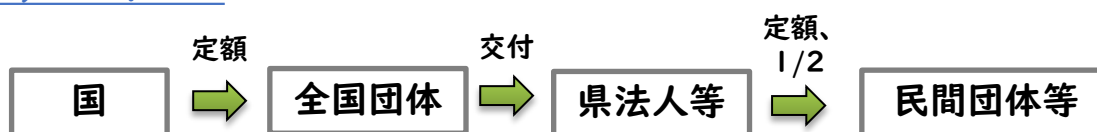
早期に成園

(4) 要件等

果樹産地構造改革計画において、新たな担い手の確保・定着に向けた取組を実施する主体、目標、関係機関とその役割分担、工程等を位置づけること。など

※ 予算は概算決定時点のものであり、今後事業内容の変更等が有り得ます。

(5) スキーム



● 産地生産基盤パワーアップ事業のうち生産基盤強化対策

(1) ポイント

新たな担い手への研修用園地の継承に向けて行う、改植等の園地の再整備に係る取組や、継承のあっせん、マッチングの取組、生産技術の継承・普及のための取組等について支援する事業です。

(2) 支援対象

地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画（生産基盤協会タイプ）」に位置付けられている農業者、農業者の組織する団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者が組織する団体）

(3) 支援内容

(1) 基金事業

- ① 新規就農者や担い手への農業用ハウス譲渡のためのパイプハウスの再整備・改修
- ② 継承者へ譲渡されたまたは譲渡する計画のある果樹園・茶園の再整備・改修
- ③ 後継者不在の農地等での生産機能の継承を目的とした作業受託組織等での農業機械の再整備・改良
- ④ 再整備・改修した施設・果樹園等の継承ニーズの把握及びマッチング、受け皿組織における継承までの間の維持に必要な備品、生産資材の購入
- ⑤ 生産技術を継承・普及するための栽培管理・労務管理等の技術実証、技術継承・普及のための人材育成（座学・実地研修）農業機械の安全取り扱い技術向上のための研修

<補助率：定額、1/2以内等>

(3) 支援内容(続き)

(2) 整備事業

新規就農者や担い手への継承に必要な農業用ハウスの再整備・改修等

補助率：1/2以内



ハウス・樹園地の再整備

(4) 要件等

- ・ 基準を満たした成果目標を定めること
- ・ 生産基盤の強化と次代への円滑な継承を図るために必要な再整備・改修に取り組む場合は、5年以内に農業用ハウス等を継承者に譲渡する計画があること、又はすでに譲渡を受けているが、これから本格的な営農を開始する計画があること など

(5) スキーム



【お問い合わせ先】農産局果樹・茶グループ 03-3502-5957

●強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）のうち 産地における戦略的な人材育成の推進

（1）ポイント

産地の収益力強化と持続的な発展等のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設の整備等を支援する事業です。

重点政策推進枠「産地における戦略的な人材育成の推進」では、産地における戦略的な担い手の育成を推進していくために必要な施設の整備又は改修（不要施設の撤去、廃棄含む）を支援しています。

（2）支援対象

農業者、農業者団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者が組織する団体）等

（3）支援内容

交付率：1/2以内

対象経費：産地基幹施設の整備又は改修等
（不要施設の撤去、廃棄含む）

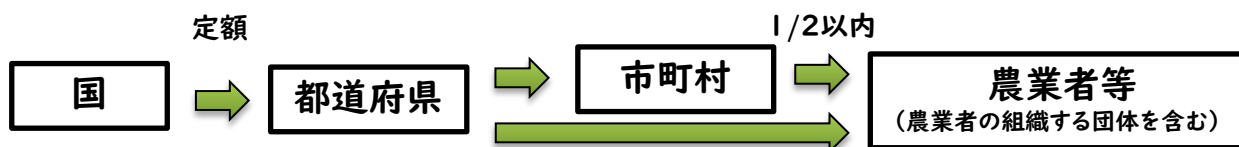
取組例：産地としての新規就農者の育成・確保に加え、販売額の増加等の収益性向上に向けて、低コスト耐候性ハウスや農産物処理加工施設等を整備

（4）要件等

- ・受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上であること
- ・成果目標（人材育成関連目標と生産性向上等目標）の基準を満たしていること
- ・面積要件等を満たしていること
- ・総事業費5千万円以上であること

など

（5）スキーム



【お問い合わせ先】農産局果樹・茶グループ 03-3502-5957

Q1.果樹型トレーニングファームを運営する主体はどこですか？

A1.従来からの親元就農ではなく、地域の外から新規参入を迎えるためには、産地が親代わりとなって育成していくといったイメージで、地域の関係者が協力して伴走支援していくことが重要です。

運営主体の事例をみると、市町村、農協、農協出資の子会社、農業者のグループ、農業法人等様々です。地域の話し合いにより、地域の状況を踏まえて関係者の連携体制や役割分担を決めていきましょう。

Q2.農協がトレーニングファームを運営する場合、定款の変更が必要でしょうか？

A2.農協の定款の内容や、同ファームの運営における農協の役割等によっては定款の変更が必要となる場合があります。

Q3.トレーニングファームの運営や未利用園地のリース・分譲をしたいのですが、条件の悪い園地しか集まりません。良い方法がありますか？

A3.果樹園地は、新植・改植を行った場合、成園になるまで数年かかる上、未利用園地は、病虫害の発生源となることから、樹体と園地を一体的に継承するためには、恒常的な管理が必要です。

また、条件の良い園地を集めるためには、日頃から、地域内の園地の情報（流動化の希望時期、品種構成、樹齢、接道や水源の有無等）を積極的に収集しておく必要があります。

地域によっては、営農指導員等のネットワークを活用した情報収集や、農家への調査、流動化の意向のある園地の情報公開、園地の出し手への奨励金等により、良い状態の園地の確保等を行っています。

Q4.地域の外から人を迎えることを不安視する農家が多いのですが、どうしたらよいですか？

A4.地域の変化を農家が不安視することは仕方のないことです。また、地域の担い手を増やすことの必要性よりも、不安を強く感じている可能性もあります。

このため、まずは行政や農協などが協力して、新規参入者の必要性や地域の将来像を示し、地域全体で展望を共有することが重要です。地域計画策定の機会など、ぜひ活用ください。

また、実際に新規参入者を受け入れる場合には、地域で信頼のある行政や農協が仲介することにより継承がスムーズに進むケースがあります。さらに、トレーニングファームの設置により、受入れ地域と新規参入者も時間をかけて交流できるため、受入れ準備が円滑に進む可能性があります。

Q5.トレーニングファームを設置するのは、運営側のマンパワー不足や財政的なコストが厳しいのですが、どうしたらよいですか？

A5.新規参入者の受入れは、地域の様々な組織や人が関係するため、地域の話し合いの下、役割を分担することで負担を分散するなど工夫しながら進めることが肝要です。

トレーニングファームの設置については、支援制度の活用をご検討いただくとともに、トレーニングファームの収益を運営費に充てるなどして負担軽減を検討してください。

なお、トレーニングファームの設置は新規参入に有効な手段と考えていますが、地域の関係者が集えば他にも有効な手段、アイデアが見つかるかもしれません。地域の状況に応じた受入体制を検討してください。

V 果樹産地へのアンケート結果詳細

◆アンケートの詳細

果樹産地への効果的な支援について検討するため、各産地において取り組んでいる新たな担い手の育成・確保に向けた取り組みや、各産地の担い手の状況等について把握する目的で、果樹産地構造改革計画を策定している全国の産地協議会へアンケート調査を実施しました。

◆アンケートの結果

①新規就農者等の新たな担い手の就農・定着のため実施する18の取り組みについて実施状況を調査。(回答数361件)

1:人材の募集体制

・HP、SNS等による情報発信	39.1% (141件)
・就農相談会の実施	53.7% (194件)
・産地を知る取組(農業体験、農業アルバイト、移住希望者向け講座等)	40.7% (147件)

2:人材の受入れ体制

・移住サポート(地域の世話役やコーディネーターの設置等)	26.9% (97件)
・宿泊施設や住居の斡旋	23.5% (85件)
・生活費の支援	11.9% (43件)

3:技術や経営の研修体制

・研修用園地(トレーニングファーム)の設置	18.8% (68件)
・熟練農家による指導	57.1% (206件)
・農業学校や研修施設での専門カリキュラム整備	21.1% (76件)

4:就農に向けた支援体制

・園地の確保(離農者のマッチングや未利用園地の斡旋)	58.4% (211件)
・整備済みの樹園地の貸出又は継承	30.7% (111件)
・農業用機械の導入又は貸出支援	29.6% (107件)
・選果等の調製設備の導入又は貸出支援	13.9% (50件)
・倉庫、作業場の導入又は貸出支援	10.8% (39件)

5:就農後の営農継続のための支援体制

・未収益期間中の副業の紹介・斡旋	8.0% (29件)
・継続的な営農・技術指導の実施	74.2% (268件)
・改植・新植の支援	71.2% (257件)
・農作業受委託やアルバイト等労働力の紹介・斡旋	27.4% (99件)

V 果樹産地へのアンケート結果詳細

◆アンケートの結果（続き）

②産地において必要な担い手の確保状況について調査を実施。（回答数357件）

1:既に確保している。	14.3%
2:現時点では確保できていないが、今後確保の見込みがある。	20.2%
3:担い手確保ための取組を行っているが、確保の見込みがなく困っている。	49.9%
4:担い手確保のための取組が行えていないため、確保の見込みがない。	15.7%

③農家数や生産概況に関するデータについて調査を実施。

○平成27年から令和2年までの5年間で農家数が増加した産地の割合（163件中）	14.7%
○産地の果樹生産者のうち65歳以上の割合 として回答のあったものの平均値	61.4%
○産地の果樹生産者のうち70歳以上の割合 として回答のあったものの平均値	44.6%
○後継者のいる世帯の割合 として回答のあったものの平均値	24.2%

④過去3年間の新規就農者の獲得数が、0人の産地と10人以上の産地における、

①の取組実施率の比較

	過去3年間の新規就農者数が		
	0人	10人以上	差
1:人材の募集体制			
・HP、SNS等による情報発信	33%	62%	29%
・就農相談会の実施	48%	69%	21%
・産地を知る取組（農業体験、農業アルバイト、移住希望者向け講座等）	38%	56%	18%
2:人材の受入れ体制			
・移住サポート（地域の世話役やコーディネーターの設置等）	26%	40%	14%
・宿泊施設や住居の斡旋	19%	40%	21%
・生活費の支援	6%	22%	14%
3:技術や経営の研修体制			
・研修用園地（トレーニングファーム）の設置	14%	42%	28%
・熟練農家による指導	48%	67%	18%
・農業学校や研修施設での専門カリキュラム整備	14%	44%	30%
4:就農に向けた支援体制			
・園地の確保（離農者のマッチングや未利用園地の斡旋）	54%	76%	21%
・整備済みの樹園地の貸出又は継承	25%	36%	11%
・農業用機械の導入又は貸出支援	26%	40%	14%
・選果等の調製設備の導入又は貸出支援	10%	18%	8%
・倉庫、作業場の導入又は貸出支援	9%	20%	11%
5:就農後の営農継続のための支援体制			
・未収益期間中の副業の紹介・斡旋	8%	13%	6%
・継続的な営農・技術指導の実施	62%	76%	14%
・改植・新植の支援	67%	78%	11%
・農作業受委託やアルバイト等労働力の紹介・斡旋	23%	49%	26%

V 果樹産地へのアンケート結果詳細

◆アンケート調査票

産地協議会アンケート	
○所属県	都道府県を選択
○産地協議会名	
○果樹産地構造改革計画名称	
○産地の範囲	
○問い合わせ先	
・所属	
・役職	
・氏名	
・電話番号（市外局番から、ハイフンなし）	
・メールアドレス	

1. 貴産地協議会における果樹産地での担い手の育成・確保の取組等について、果樹産地構造改革計画（以下「産地計画」という。）などを踏まえて回答をお願いします。

（1）産地計画において、「新たな担い手の育成・確保」に関する記載があれば、以下に該当部分を抜粋し、転記してください。

（2）地方公共団体、JA、その他関係団体等が果樹産地において、新規就農者等の新たな担い手の就農・定着のために実施している取組について、該当する項目すべてにチェックしてください。

①人材の募集体制

・HP、SNS等による情報発信	☐
・就農相談会の実施	☐
・産地を知る取組（農業体験、農業アルバイト、移住希望者向け講座等）	☐

自由記載欄（選択項目にない取組事項や、チェックした項目に関する補足などを記載してください）

②人材の受入れ体制

・移住サポート（地域世話役やコーディネーターの設置等）	☐
・宿泊施設や住居の斡旋	☐
・生活費の支援	☐

自由記載欄（選択項目にない取組事項や、チェックした項目に関する補足などを記載してください）

③技術や経営の研修体制

・研修用園地（トレーニングファーム）の設置	☐
・熟練農家による指導	☐
・農業学校や研修施設での専門カリキュラム整備	☐

自由記載欄（選択項目にない取組事項や、チェックした項目に関する補足などを記載してください）

V 果樹産地へのアンケート結果詳細

◆アンケート調査票（続き）

④就農に向けた支援体制

- ・園地の確保（離農者のマッチングや未利用園地の斡旋）
- ・整備済みの樹園地の貸出又は継承
- ・農業用機械の導入又は貸出支援
- ・選果等の調製設備の導入又は貸出支援
- ・倉庫、作業場の導入又は貸出支援

☐☐☐☐☐

自由記載欄（選択項目にない取組事項や、チェックした項目に関する補足などを記載してください）

⑤就農後の営農継続のための支援体制

- ・未収益期間中の副業の紹介・斡旋
- ・継続的な営農・技術指導の実施
- ・改植・新植の支援
- ・農作業受委託やアルバイト等労働力の紹介・斡旋

☐☐☐☐

自由記載欄（選択項目にない取組事項や、チェックした項目に関する補足などを記載してください）

- （3）（2）の産地としての新たな担い手の就農・定着の取組の他、地域の有力な経営体が
独自に行っている新規就農者確保の取組

①ある（以下に取組内容を記載） ②ない

（記載例：〇〇農園は雇用した従業員を育成した後、経営者が手配した近隣農地に独立就農させており、これまでに●名が就農した。）

選択して
ください

- （4）産地において必要な担い手の確保状況（最も合う番号を選択）

- ①既に確保している。
- ②現時点では確保できていないが、今後確保の見込みがある。
- ③担い手確保のための取組を行っているが、確保の見込みがなく困っている。
- ④担い手確保のための取組が行えていないため、確保の見込みがない。

選択して
ください

- （5）新たな担い手を確保するため果樹支援対策で新たに予算要求している、民間団体等が実施する改植・新植や小規模園地整備等（未来型果樹農業等推進条件整備事業：担い手育成型）を活用したいか。（別添①参照）

①活用したい ②不要

選択して
ください

- （6）令和4年度から実施している就農相談体制の整備、先輩農業者等による技術面等のサポート、研修農場の整備を支援する事業（サポート体制構築事業）について、今後活用したいか（別添②参照）

①活用したい（以下に具体的に活用したいメニューを記載） ②不要

選択して
ください

V 果樹産地へのアンケート結果詳細

◆アンケート調査票(続き)

2. 以下の設問は、貴産地の産地計画に記載されているセンサス等の統計データや独自に把握しているデータ等を基に記入してください。記入できない欄は空欄で結構です。

(1) 対象品目(※)

※複数品目を1つの産地計画で策定している場合、主要品目を1つ選択し、当該品目について、回答してください。ただし、当該品目のデータがなく、全体の品目のデータを把握している場合は、品目計のデータを記入し、備考欄にその旨記入してください。

(2) 栽培面積(ha)の推移(※単位は記入しないでください)

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3

備考欄(データの出典や留意点等、補足すべきことがあれば記入)

(3) 生産量(t)の推移(※単位は記入しないでください)

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3

備考欄(データの出典や留意点等、補足すべきことがあれば記入)

(4) 出荷額(千円)の推移(※単位は記入しないでください)

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3

備考欄(データの出典や留意点等、補足すべきことがあれば記入)

(5) 栽培農家(戸)の推移(※単位は記入しないでください)

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3

備考欄(データの出典や留意点等、補足すべきことがあれば記入)

V 果樹産地へのアンケート結果詳細

◆アンケート調査票（続き）

（６）担い手の設定状況（産地計画で設定した担い手の数）（※単位は記入しないでください）

現状の農家戸数		農家戸数の目標値	
年	戸数	年	戸数
年を選択		年を選択	

備考欄（データの出典や留意点等、補足すべきことがあれば記入）

（７）高齢化の現状（65歳以上、70歳以上のいずれか記入）（※単位は記入しないでください）

	調査年	65歳以上	70歳以上
割合（％）	年を選択		

備考欄（データの出典や留意点等、補足すべきことがあれば記入）

（８）新規就農者の推移（親元就農含む）（※単位は記入しないでください）

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3

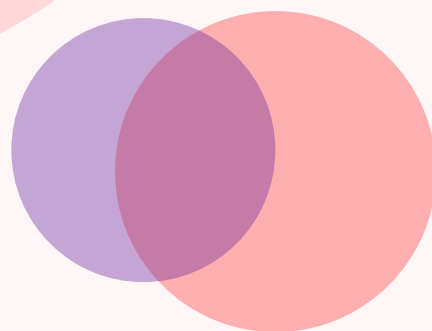
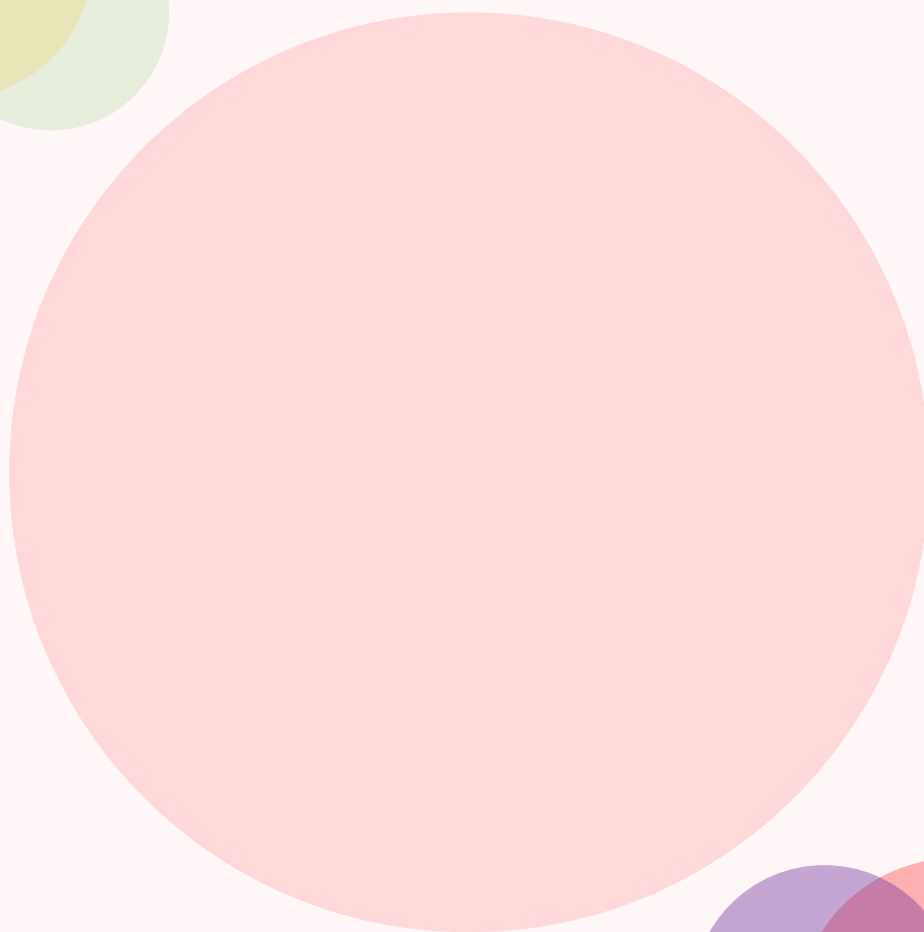
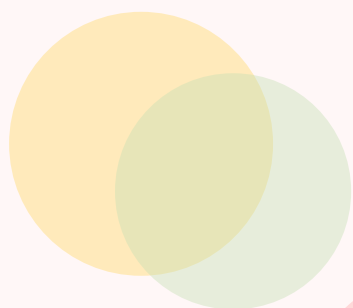
備考欄（データの出典や留意点等、補足すべきことがあれば記入）

（９）後継者（就農済み又は就農見込み）がいる世帯の割合（※単位は記入しないでください）

割合（％）

備考欄（データの出典や留意点等、補足すべきことがあれば記入）

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。



【お問い合わせ先】

農産局果樹・茶グループ果樹振興班

電話番号:03-3502-5957